

# 工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

平成23年3月31日  
熊本県商工観光労働部  
新産業振興局産業支援課

平成20年6月11日付で工場立地法運用例規集が一部改正され、準則に適合しない場合においても勧告しないことができる個別的事情を規定した2-2-3に、②「工場が敷地外緑地を整備した場合」が追加されたことに伴い、同規定中の「当該工場等の設置場所を管轄する都道府県知事の定める基準」及び、「同規定に基づく運用方針」は以下のとおりとする。

## I 県知事の定める基準

運用例規集2-2-3の②（以下「例規②」という。）における「当該工場等の設置場所を管轄する都道府県知事の定める基準」は次のとおりとする。

- (1) 工場等は、生産施設面積の変更により準則を適合するために必要となる緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を敷地内に確保できない場合、相当規模の緑地等を「工場等が存する市町村内に整備」すること
- (2) (1)の場合においても、工場敷地内には「工場立地法における緑地等に係る準則を満たす面積の100分の75以上の緑地等を確保」すること

次の算式により求められる面積の緑地等を確保すること。（本面積の算定には、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。）

敷地内に整備すべき緑地等の面積：

$$\text{特定工場の敷地面積} \times \text{準則を満たす緑地等面積率} \times (75 / 100)$$

## II 「例規②」に基づく取り扱いの運用方針

上記Iの基準を踏まえた「例規②」に基づく取り扱いについては、「例規②」に示された充足すべき要件や要件に対する判断基準について次のように整理の上、運用するものとする。

※工場立地法では、環境の保全や工場周辺的生活環境との調和を目的として、準則に定める緑地の整備を義務づけていることから、本来整備されるべき工場敷地内緑地に代えて敷地外緑地を整備する場合は、法の趣旨や地域事情などを勘案しつつ、可能な限り工場の近隣に敷地外緑地を確保するように努めること。

### 1 適用範囲

「例規②」における「現に設置されている工場等」については、「現に設置されている特定工場、又は、現に設置されている工場で特定工場の要件を満たさないものが、増改築等で新たに特定工場となる工場」（以下、「対象工場」という。）とする。

※対象工場のうち本ガイドラインの対象から除外される工場は、届出先が市町村であり勧告の要否を判断するのが届出を受けた市町村の長である「権限移譲済みの市町村にある工場」又は「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：

企業立地促進法)第10条第1項に基づく緑地面積率等条例を制定している市町村の同法に規定する同意企業立地重点促進区域内にある工場」である。

## 2 敷地外緑地が認められるための要件と運用方針

次の各要件を満たす場合には、敷地外緑地等を認め、勧告しないこととする。

- (1) 対象工場が生産施設の面積を変更(減少を除く。)する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設(以下「緑地等」という。)を敷地内に確保できないとは、対象工場が立地する同一敷地内に未利用部分(生産施設、緑地、環境施設、その他(駐車場、倉庫、資材置き場等)に利用されていない部分)がないこと。
- (2) 対象工場が生産施設の面積を変更(減少を除く。)する場合において、対象工場の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされている基準

ア 対象工場の敷地外に整備される緑地等については、次のとおり

(ア) 緑地等の規模及び形態

工場立地法で規定される規模及び形態であること。(ただし、重複緑地は不可。)

(イ) 緑地等の整備及び管理

対象工場が存する市町村内に対象工場のために整備されたものであり、緑地等の整備や管理に要する経費は対象工場がその全額を負担するものであること。

(ウ) 敷地外緑地等を設置しようとする地域に適用される他の各種法令(例:都市計画法、環境条例、森林法、農振法、等)の基準等が満たされていること

他法令の許認可を必要とする開発・転用等の各種行為は、担当部局や市町村担当課などと事前に必ず協議・確認の上、工場立地法担当者との協議を実施すること。

(エ) 対象工場が所有する土地以外への緑地の整備

借地に敷地外緑地等を整備する場合は、借地に係る契約期間が概ね10年以上である等、緑地等が概ね10年以上継続して存続する見込みであって、かつ、緑地等が適切に管理されるものであること。

イ 「実質的に緑地等に係る準則が満たされていること」については、以下の算式により求められる緑地面積率及び環境施設面積率が、工場立地法の準則を満たしていることとする。なお、複数の敷地外緑地等を算入することを認めるものとする。

「緑地面積率」＝

$$\frac{\text{対象工場の敷地内緑地面積} + \text{敷地外緑地の緑地面積}}{\text{対象工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地の緑地面積} + \text{敷地外緑地の環境施設面積}}$$

「環境施設面積率」＝

$$\frac{\text{対象工場の敷地内環境施設面積} + \text{敷地外緑地の環境施設面積}}{\text{対象工場の敷地面積} + \text{敷地外緑地の緑地面積} + \text{敷地外緑地の環境施設面積}}$$

※生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。

(3) 対象工場の敷地外に整備される相当規模の緑地等が、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる基準

ア 緑地等の形態等

上記 2 (2) ア (ア) のとおり。

イ 敷地外緑地等の設置範囲

敷地外緑地等の設置範囲は対象工場が存する市町村内にあって、状況の把握や行き来が容易であり、維持管理が可能な範囲に整備すること。

(4) 対象工場の敷地内に、工場立地法における緑地等に係る準則を満たす面積の100分の75以上の緑地等を確保すること

次の算式により求められる面積の緑地等を確保すること。(本面積の算定には、2 (2) に示す算式とは異なり、敷地外緑地等の面積は含めないものとする。)

敷地内に整備すべき緑地等の面積：

$$\text{特定工場の敷地面積} \times \text{準則を満たす緑地等面積率} \times (75 / 100)$$

### 3 その他

(1) 「例規②」の適用を求める場合、別紙様式2-A~5-Aによる書類を添付の上、特定工場に係る変更について届け出ること。

#### <参考>

準則や本ガイドラインの基準を満たすために敷地内に設けるべき緑地等の面積と敷地外緑地等の面積の計算例を次に示す。

(工場等の敷地面積を10,000㎡と仮定したときの計算例。)

敷地面積 (㎡)	敷地内設置面積(㎡)		敷地内 緑地等面積率	敷地外設置面積(㎡)		緑地 面積率	緑地等 面積率	緑地等面積の 合計(㎡)	
	緑地	環境施設		緑地	環境施設				
10,000	2,500	0	25.00%	0	0	25.00%	25.00%	2,500	
	2,400		24.00%	134				2,534	
	2,000		20.00%	666				2,666	
	1,875		18.75%	833				2,708	
	2,000	500	25.00%	0	20.00%	25.00%	2,500		
	2,000	400	24.00%	27	107		20.00%	2,534	
	2,000	0	20.00%	133	533		20.00%	2,666	
	1,875	0	18.75%	833	0		25.00%	2,708	
	1,875	0		292	541		20.00%	2,708	
	1,500	375		833	0		21.54%	2,708	
	1,500	375		667	166		20.00%	2,708	
	1,500	375		(※1) 725	(※1) 400		20.00%	26.97%	3,000
	1,000	875		18.75%	1,250		0	20.00%	27.78%
	500	1,375	1,875		0		31.58%		3,750
	300	1,575	2,125		0	32.99%	4,000		
	準則・基準		(※2) 18.75%以上			20%以上	25%以上		

(※1：敷地外環境施設を過大に算入すると、計算上、緑地に係る準則(緑地面積率：20%以上)を満足するためには準則を満たす面積を超える敷地外緑地の設置が必要となる場合がある。)

(※2：工場等の敷地面積×(25/100)×(75/100)は、工場等の敷地面積の18.75%に相当。)

## ☆工場立地法における敷地外緑地等に関する運用基準について

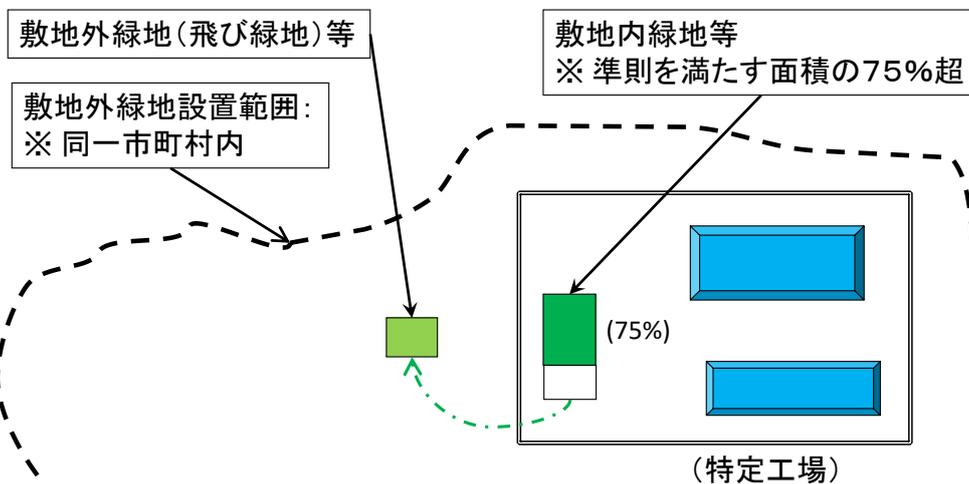
工場立地法では、環境の保全や工場周辺的生活環境との調和を目的として、準則に定める緑地の整備を義務づけていますが、平成20年6月11日付で工場立地法運用例規集が一部改正され、準則に適合しない場合においても勧告しないことができる個別的事情を規定した2-2-3に、②「工場が敷地外緑地を整備した場合」が追加されました。

同規定中の「当該工場等の設置場所を管轄する都道府県知事の定める基準」は次のとおりです。

- (1) 工場等は、生産施設面積の変更により準則を適合するために必要となる緑地等を敷地内に確保できない場合、相当規模の緑地等を「工場等が存する市町村内に整備」すること。
- (2) (1) の場合においても、敷地内には「工場立地法における緑地等に係る準則を満たす面積の100分の75以上の緑地等を確保」すること。

### 運用基準の概要図

※敷地内に十分な緑地を確保できない場合、基準を満たす敷地外緑地等を整備することで変更が認められるようになります。

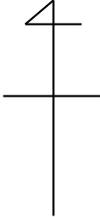


## 敷地外緑地等における緑地及び環境施設の面積

## 1 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
緑地面積の合計				
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
緑地以外の環境施設の面積の合計				
環境施設の面積の合計				

敷地外緑地等用地利用状況説明書

敷地外緑地等合計面積 m <sup>2</sup>	うち自己所有地	m <sup>2</sup>
敷地外緑地等用地利用状況説明図		敷地外緑地等の用に供する土地の説明
縮尺 1 /		

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 敷地外緑地等の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 3 敷地外緑地等用地利用状況説明図には、当該敷地外緑地等の周辺2 km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

様式例第4-A

敷地外緑地等の新設等のための工事の日程

年月		工 事 の 日 程									
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
工事の種類											
造成（埋立）工事											
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

また、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

- 2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

